

訴訟進行に関する照会書

東京地方裁判所民事第 40 部

本件の円滑な進行を図るため、下記の照会事項に御回答の上、早急に当部に提出されるよう御協力ください (ファクシミリも可)。

なお、御回答いただいた書面は、本件の訴訟記録につづり込むこととなります。

注。とはや必要のある項目は未回答です。
(照会事項)

1 郵便による訴状送達の可能性

- 被告の住所地に、平日、本人又は同居者・事務員がいる
- 被告の住所地に、休日の方が、本人又は同居者・事務員がいる
- 被告の住所不明ということで、公示送達になる見込み

2 被告の就業場所について

- 判明している ()
- 調査したが分からない 調査未了

3 被告の欠席の見込み ある ない 不明

4 被告との事前交渉 ある ない 但し、被告は出版社を窓口として。

5 被告との間の別事件の有無

- ある (裁判所名 裁判所
事件番号 平成 年 () 第 号)
- ない

6 事実に関する争い ある ない 具体的には「本邦本の評(西)」をめぐって(詳細は下記を参照)

7 和解について

- 条件次第である
- 全く考えていない

8 その他、裁判の進行に関する希望等、参考になることがあれば自由に記入してください

別紙を通り

平成 21 年 10 月 19 日

回答者 原告代理人 弁護士 柳原 敏夫
電話番号 - -



別紙

8 その他、進行に関して

1、審理の形式について

本裁判のテーマは、被告シナリオ作家協会の会員（脚本家）全員にとって、我が身に関わる重要な問題ですので、審理の進行上、準備手続でなければ困難な状況にならない限り、可能な限り、会員が傍聴できる公開の法廷で弁論をやっていただきたいと強く希望します。

2、審理の内容について

もとより原告は本裁判で芸術論争をする積りはありません。但し、和解も視野に入れた審理を希望しており、和解成立のためには、なぜ本件のような紛争が発生したのか、その発生原因を理解しておく必要があります。それが本件では、被告が答弁書でも指摘していた「本脚本の評価」をめぐる原被告間のズレです（もちろん原告側の評価が映画界一般の評価と基本的に一致していることは、これまでに本脚本と本映画に与えられた社会的評価から明らかでしょう）。

よって、原告も、その限りで（あくまでも和解のための紛争の発生原因を裁判所に理解していただくために）、「本脚本の評価」とりわけ被告の原作との関係で本脚本がどのように評価されるかをめぐって、一種の芸術論争にも言及する必要があると考えております。

以上の原告のスタンスをご理解の上、進行を整理していただければと思います。

以 上